## 障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈要綱

(平成10年8月26日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、現に障がい者を雇用し、障がい者の雇用に理解の深い事業所又は雇用主に対し、感謝状を贈呈し、その功績をたたえるとともに、障がい者の雇用の促進を図ることを目的とする。

(感謝状贈呈の対象)

- 第2条 感謝状贈呈の対象者は、次の各号のすべてに該当する事業所又は企業等の雇用主とする。
- (1) 板橋区内に住所を有する障がい者を雇用していること。
- (2) 今年度を含め過去5年間(区内に住所を有する事業所については過去3年間)継続して障が い者を雇用し、かつ、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第29 2号)」に定める法定雇用率を達成していること。
- (3) 障がい者の雇用に係る大臣表彰、都知事表彰及び板橋区長感謝状を受賞していないこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- 3 従業員数49人以下の企業についても、従業員数50人以上の企業等に適用される法定雇用率 を達成していた場合、感謝状贈呈の対象者に含むものとする。

(選考の方法)

- 第3条 感謝状の対象者は、区内就労支援機関及び企業関係者等が別記第1号様式により推薦する。
- 2 感謝状の贈呈者は、福祉部長、障がい政策課長、障がいサービス課長、各福祉事務所長及び板橋区障がい者就労支援センター所長により構成する審査会の審査を経て、区長が決定する。

(感謝状贈呈の方法)

第4条 顕彰は、感謝状を贈呈して行うものとする。

(贈呈の時期)

第5条 この要綱に基づく感謝状の贈呈は、毎年1回行うものとし、その期日は別に定める。 (感謝状の様式)

第6条 感謝状の様式は、別記第2号様式とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定めることとする。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。